



こどもの心のケアハウス嵐山学園

1 情緒障害児短期治療施設について

平成19年12月、埼玉県内初の情緒障害児短期治療施設（以下「情短」）が嵐山町に開設された。その名称は「社会福祉法人慈徳院こどもの心のケアハウス嵐山学園」（以下「嵐山学園」）である。情短は全国に30数か所であるが、すべての都道府県に設置されていないのが現状である。

情短は児童福祉法第7条に、「児童福祉施設の一つ」として明記されている。また、情短の内容については、同法第43条の5において「情緒障害児短期治療施設は、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。」と記されている。

埼玉県にできた嵐山学園は社会福祉法人が設置・運営している施設である。嵐山学園とは別に、義務教育段階にある子どもたちの教育の保障ということで、嵐山学園で生活する子どもたちだけが通う、県立東松山養護学校こどもの心ケアハウス嵐山学園内教室が併設されている。

この施設への入所については、児童相談所が対象となる子ども（18歳未満）の情短への入所が適していると判断した場合にのみ、措置という形で入所に至る。そして、全国的な平均から見て、2～3年程度で子どもたちは他の施設に措置変更となったり、家庭に戻ったりして情短を出ていくことになる。



嵐山学園全景

2 県立東松山養護学校こどもの心のケアハウス嵐山学園内教室について

嵐山学園に隣接するのが、県立東松山養護学校嵐山学園内教室である。小学部と中学部があり、嵐山学園に入所した児童・生徒が教育を受けている。平成20年4月に設置されたばかりであり、本年度が初年度である。

(1) 児童・生徒の実態

① 医学的診断

在籍児童・生徒の中には、明確な医学的診断がされていない者もいるが、多くの児童・生徒には次のような診断名が出されている。

<ADHD、PTSD、反応性愛着障害、アスペルガー症候群、被虐待児症候群、適応障害、広汎性発達障害、反抗挑戦性障害、行為障害>

② 家庭環境

入所のきっかけにもなる問題として、「家庭内で虐待を受けてきた」子どもが最も多く入所している。

③ 児童・生徒の示す行動傾向

多くの児童・生徒に見られる特徴として次のものがあげられる。

- (ア) 感情コントロールの困難さ (イ) 無気力 (ウ) 自己評価の低さ
- (エ) 挑発的言動（大人を試すようにわざと嫌われるような言動を示す）
- (オ) 人間関係面で支配する側・される側のような構図をつくる

④ 学習面における問題点

多くの児童・生徒が不登校の経験があったり、一時保護所に保護されている期間が長かったりと、学校教育を受けていない期間があるため、学習の空白が見られる。

(2) 実際の学習の様子

① 1学期の状況

学校が始まったばかりということもあり、落ち着かない児童・生徒たちが多くいた。小学部では、教室で授業を行おうとしても、勝手に校舎から外へ飛び出し、それを教員が追いかけている状況が多くあった。時には、学校や学園の敷地から出て行ってしまうこともあった。

教師に対しては、暴言を吐くことは日常茶飯事で、時には蹴る叩くなどのことも多く見られた。

児童・生徒間のトラブルも多く、相手の悪口を言ったり仲間外れをしたり、それがケンカに発展することもあった。

学部単位での集会や授業を行うと、10人程度の集団ではあるが、その中に入っていない、または途中で抜け出してしまった児童・生徒が多く見られ集団との活動が極めて困難な状況であった。

② 教育を行う上で手立て

すでに述べた児童・生徒の実態に、どう対応していったらよいか試行錯誤の日々である。日々の実践の中で配慮したことを下記に述べる。

- (ア) 大人への挑発的言動に対して冷静に対応する。



授業の様子

入所当初の児童・生徒たちは、わざと大人を怒らせるような言動を教員にぶつけてきた。その挑発的言動が、教員に直接向けられているものだとは思わないよう、冷静に対応してきた。それは、「以前大人から受けた不適切な態度に対する怒り」や、

「悪い事をする自分でも大人は受け入れてくれるのだろうか」という表現だと理解するよう心がけた。しかし、他者や本人に危険の及ぶ可能性のあるものについては、繰り返し注意を促している。

- (イ) 成功体験を積み重ねさせるよう心がける。

「自分はどうせできないから」「失敗するのが怖い」などの想いを抱えた児童生徒が多く在籍している。そこで、少しでも成功体験を積み重ねることをねらいとした。

○学習指導方法の工夫改善について

「少しでもよいところをほめる」「課題をスマールステップで設定する」などである。これには、当たり前のことでもできたらほめることや、プリント1枚の内容を少なくするなど工夫している。また、少人数の課題別学習グループの授業ができる範囲で実施している。

○行事等への参加方法の工夫について

行事を行っていく中で成功体験を積み重ねていくことも大切にしている。初めは半日の行程で計画した遠足で、ルールを守り、帰ってくることができたら、次は1日かけて行くなど内容をステップアップしていった。また、音楽の授業でやってきた演奏などを、学園の職員に見てもらう機会などを通して、人前で発表することや、多くの人にほめてもらえるという体験ができた。また、10月に小規模ではあるが運動会を実施し、個々の力を発揮するとともに、チームで協力するという体験を積むことができた。

③ 学園との連携

嵐山学園は児童や生徒が生活をする場である。学校では見せない表情を多く見せている。そこで、児童や生徒の登校時に「前日帰園後から登校前」までの様子を学園職員から学校側へ伝えてもらう。逆に、児童・生徒下校時には「学校での様子」を学校の側から学園に伝えるよう時間を設定している。それ以外には、月1回のケース会議や、特に情報交換や意見交換が必要な児童生徒については、随時話し合いを持つようにしている。児童・生徒への対応が、学校と学園との間でズレが生じないようにすることが、心のケアにも重要であると考えている。



授業の中で芸術鑑賞



嵐山学園体育館全景

- Q 1 これって児童虐待？
- Q 2 早期発見・早期対応の留意点は？
- Q 3 発見したらどうしたらしいいの？
- Q 4 どこに通告したらしいいの？
- Q 5 通告するときの留意点は？
- Q 6 通告するか迷ったときは？
- Q 7 通告したときの守秘義務は？
- Q 8 市町村の福祉関係課はどのような動きをするの？
- Q 9 通告の後、福祉部局はどのような動きをするのか？
- Q 10 要保護児童対策地域協議会って？
- Q 11 要保護児童対策地域協議会での学校の役割は？
- Q 12 関係機関からの問い合わせにどう答えるか？
- Q 13 親への対応はどのように？
- Q 14 児童相談所が保護する場合の条件は？
- Q 15 「児童の定義」―― 18歳は児童？

Q1 これって児童虐待？

A 児童虐待とは、本来、子どもを温かく守り育てるべき親や親に代わる養育者が、子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為をいいます。「しつけ」と思っている行為でも、現実に子どもの心や体が傷つく行為であれば、それは「虐待」です。

自動車や家に置き去りにする、一緒に暮らしている人が、子どもを虐待しているのに、親が見て見ぬ振りをする、「産むんじゃなかった」などのひどい言葉で傷つける、他の兄弟・姉妹とは著しく差別的な扱いをする、子どもの目の前で夫やパートナーがその相手に暴力を振るう、子どもの目の前でポルノビデオを見せるなどの行為は、いずれも虐待です。

Q2 早期発見・早期対応の留意点は？

A 虐待を受けている子どもは、言葉で直接訴えることは極めてまれです。しかし、何らかのSOSのサインを出していることがあります。いかにこのサインを見逃さないようにするかが、子どもを救う第一歩です。そのためには、子どもの言動の変化の背景に「虐待があるかも知れない……」という視点を持つことが重要です。

また、虐待の対応は、多くの機関が関わることや長期に及ぶことが多いため、必要な情報が確実に伝わっていくように、記録を残しておくことが、大切になります。記録には、言葉、描写、写真によるものがありますが、「事実」を書き留めることが重要です。

○虐待が疑われときから、根拠となる事象について、詳細に記録する。

○子どもの話した言葉通りに表情や態度、傷の部位や程度などについて記録する。

○伝聞情報と直接確認した情報を、はっきりと区別して記録する。

Q3 発見したらどうしたらいいの？

A 子どもの様子が「おかしい」と感じたら、迷わず市町村教育委員会または児童相談所に連絡をしてください。児童虐待防止法では、すべての国民の義務として、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、市町村や児童相談所などに連絡（通告）しなければならないと定めています。

特に、学校は、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待の早期発見に努めなければなりません。平成16年4月に児童虐待防止法が改正されましたが、その際、早期発見についての組織（団体）の責任が明確にされました。

Q4 どこに通告したらしいいの？

A 通告は、市町村の福祉関係課窓口や児童相談所などに行います。ここでいう「通告」とは、市町村又は児童相談所などに子どもの「相談」にのってもらうこと、気になる子どもについて「連絡」することと考えて行動することが必要です。

虐待の対応は、市町村又は児童相談所へ通告したら終わりではありません。

児童相談所で受け付けた虐待相談のうち、施設入所などよって、子どもが家庭から分離される割合は1割程度であり、児童相談所に通告しても大多数の子どもは、引き続き地域での生活を継続しています。地域の関係機関の一つとして、児童相談所をはじめ他の関係機関と連携しながら、学校として子どもや家庭への支援の役割を担っていくことになります。

Q5 通告するときの留意点は？

A 通告をする際には、管理職が対応することが望ましいと言えます。しかし、緊急性が高い場合で、組織的な対応に時間を要するときは、子どもの安全確保を最優先とするために、虐待を発見した教職員などが管理職にかわり、直ちに市町村又は児童相談所などに通告する必要があります。

特に性的虐待の場合は、年齢が高くなるほど精神症状や問題行動が多発することも多く、子どもの心理的トラウマへのケアなど、専門的な援助が必要とされます。今後どう対応していくかを早急に検討する必要があります。一人で悩まずに、管理職員等と協議の上、速やかに市町村又は児童相談所などに相談してください。

Q6 通告するか迷ったときは？

A 虐待の証明は難しく、「もし間違っていたら、……」と思うことは、ごく自然なことです。しかし、連絡（通告）は、虐待を確信してから行う必要はありません。虐待かどうかを判断するのは、通告を受けた市町村福祉関係課窓口や児童相談所などの役割になりますので、管理職等に報告、相談の上、連絡（通告）することが必要です。なお、生命に関わるなど緊急性が高い場合は、直ちに連絡（通告）することがより重要です。

このことは、児童虐待の防止等に関する法律（平成20年4月1日改正）第5条児童虐待の早期発見等、第6条児童虐待に係る通告義務、第7条通告者の保護等に規定されています。通告は、子どもを守り、ひいては、虐待をしてしまう親をも救うことになります。万一、通告に対して家庭から抗議等があった場合には、法律の趣旨等を含め、丁寧に対応することが大切です。

Q7 通告したときの守秘義務は？

A 児童虐待防止法では、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合に通告することは、守秘義務違反にはならないと規定しています。公務員に適用される秘密漏洩罪は、「正当な理由がない」のに職務上知り得た秘密を漏らしたときに適用されます。児童虐待を受けたと思われる子どもの通告は、子どもを守ることが目的であるため、「正当な理由」に該当すると解され、守秘義務違反に当たらないとされています。

Q8 市町村の福祉関係課はどのような動きをするの？

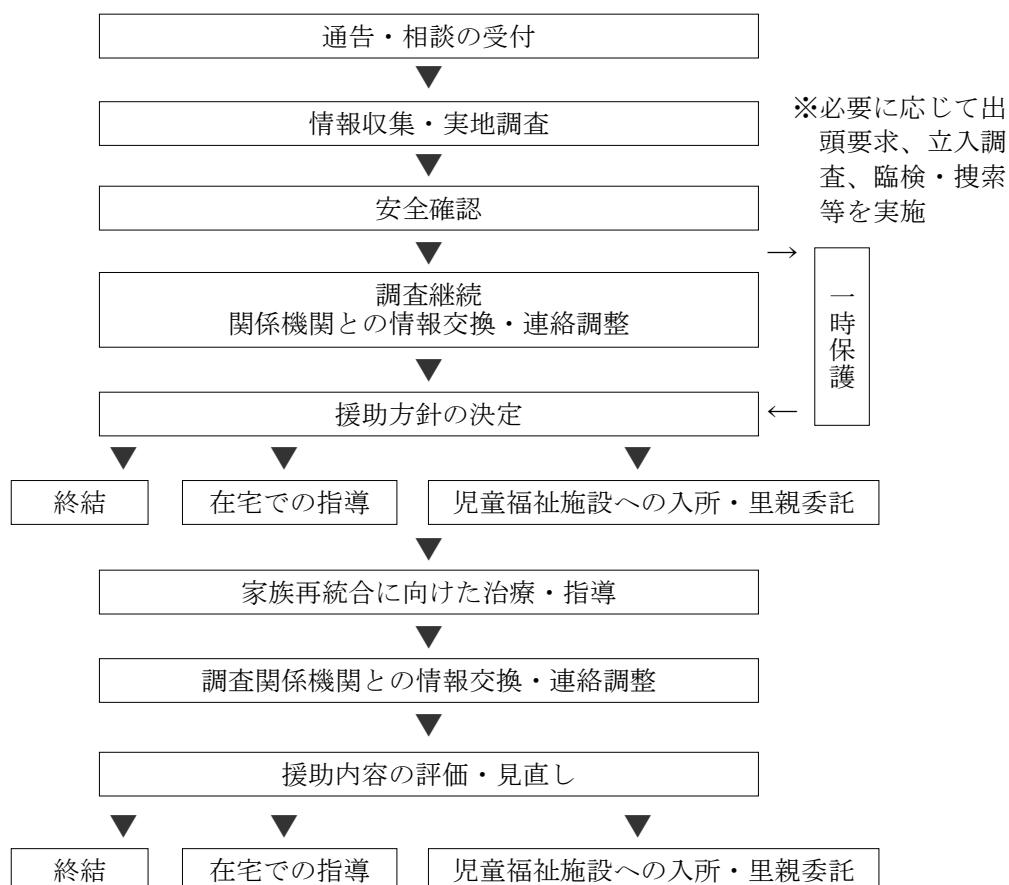
A 市町村では、子どもに関する様々な問題について、家庭やその他からの相談に応じ、子どもの問題やニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行っています。市町村が児童虐待の通告を受けたときは、必要に応じて、学校の教職員や児童福祉施設の職員、近隣の住民などの協力を得て、子どもとの面会などによって安全の確認を行うことになっています。

また、当初から緊急性がうかがえる場合には、学校や保育所等の児童が所属している機関の状況や意見についても調査の段階から児童相談所と協力して対応します。

Q9 通告の後、福祉部局はどのような動きをするのか？

A 児童相談所では、通告を受けると、調査、診断、判定、子どもの保護など一連の援助活動を行います。

(参考) 児童相談所への通告後の流れ



Q10 要保護児童対策地域協議会って？

A 要保護児童対策地域協議会は、児童福祉法第25条の2で規定されている。保護を要する児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行う地域連携の場です。埼玉県では、すべての市町村に設置されています。構成員は、児童福祉関係者や保健医療関係者、教育関係者、警察・司法関係者、児童養護関係者、配偶者からの暴力に対応している関係者などが想定されますが、地域の実情に応じて、幅広い分野の方の参加が可能です。

身近なところに設置されることで、早期発見、迅速な支援が可能となるとともに、さまざまな情報交換がなされ、それぞれ連携機関の役割分担に基づく支援ができるなどの効果が期待できます。

Q11 要保護児童対策地域協議会での学校の役割は？

A 要保護児童対策地域協議会の構成員として、その役割分担に基づき、該当の子どもへの対応について他機関の専門職と具体的な支援の内容を検討し、役割を分担していきます。学年主任や生徒指導主任、担任、養護教諭などは、実務者会議や個別ケース会議のメンバーとして参加対象者となりうるので、積極的な参加が望まれます。

この役割分担にあたっては、関係機関との協議の中で、お互いの機能や体制について情報交換を行い、それぞれの機関が担う役割の違いとその限界を十分に理解することが必要です。その上で、学校では、その分担された役割に応じた支援を、学校全体で組織的に対応することにより、該当の子どもへの多面的で効果的な支援が可能となります。

Q12 関係機関からの問い合わせにどう答えるか？

A 要保護児童対策地域協議会は、要保護児童等に関する情報の交換や支援の内容に関する協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開示その他必要な協力を求ることができます。学校が該当の子どもに関する情報を求められたときには、提供してください。要保護児童対策地域協議会の構成員には、守秘義務が課せられていますので、心配はありません。

公務員の守秘義務のほか、個人情報の保護に関する法律における、本人の同意を得ない限り、

①あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を越えて個人情報を取り扱ってはならないこと。

②第三者に個人データを提供してはならないこと。

などの規定がありますので、要保護児童対策地域協議会からの協力要請に応じる場合は、違反することにはなりません。

Q13 親への対応はどのように？

A 学校の教職員は、児童虐待を行っている保護者に対して、多くの場合、否定的なイメージを持ち、ときにはその保護者を拒否したり、指導したくなるものです。

しかし、虐待している保護者自身にも虐待にいたる様々な背景がある場合が多く、保護者自身も傷ついていることがあります。

保護者も支援を求めているということを理解して、保護者を支援する姿勢を取り、信頼関係を築き、維持していくことが重要です。

Q14 児童相談所が保護する場合の条件は？

A 児童相談所が一時保護を行う必要がある場合はおおむね次のとおりです。

(1) 緊急保護

- ① 棄児、家出児童等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急に当該児童を保護する必要がある場合
- ② 虐待、放任等の理由により当該児童を家庭から一時引き離す必要がある場合
- ③ 児童の行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合

(2) 行動観察

適切かつ具体的な処遇指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

(3) 短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は児童の性格、環境等の条件により、他の方法による処遇が困難又は不適当であると判断される場合

Q15 「児童の定義」—— 18歳は児童？

A 「児童」の定義について、児童福祉法第4条では、「児童とは、満18歳に満たない者」と規定しています。例えば、虐待が疑われる場合、児童相談所では、児童福祉法に基づき、満18歳未満の児童に対して介入します。18歳を超える場合は、市町村の福祉関係課への相談が必要となります。

編集委員名簿

	氏 名	所 属 所
委員長	玉井 邦夫	大正大学教授
副委員長	板垣 信道	上里町立上里中学校 校長
委 員	飯島 美保	草加市立新栄中学校 養護教諭
委 員	田島 敏	鴻巣市立鴻巣中学校 教諭
委 員	本川 秀知	ふじみ野市立葦原中学校 教諭
委 員	大内 敦美	嵐山町立玉ノ岡中学校 教諭
委 員	新井真理子	熊谷市立富士見中学校 教諭
委 員	武井 一美	加須市立加須西中学校 教諭
委 員	阿部 喜巳	菖蒲町立菖蒲中学校 教諭
委 員	田嶋 真広	県立草加東高等学校 教諭
委 員	森田 浩文	県立東松山養護学校分室 教諭
委 員	豊田喜美子	県立菖蒲高等学校 教諭
委 員	山田 浩一	川口市教育委員会 指導主事
委 員	小林 裕一	埼玉県福祉部こども安全課 主幹
委 員	山川 玲子	埼玉県川越児童相談所 担当部長
事務局	宮原由紀夫	人権教育課 主任指導主事
事務局	田中 辰弥	人権教育課 指導主事
事務局	長原 順子	人権教育課 指導主事

児童虐待防止指導実践事例集

発 行 年 月 平成21年3月
 発 行 埼玉県教育委員会
 連 絡 先 埼玉県教育局市町村支援部人権教育課
 さいたま市浦和区高砂3-15-1
 TEL 048-830-6895 (代表)
 印 刷 (株)信陽堂
 埼玉県さいたま市浦和区常盤2-7-7
 TEL 048-829-2828 (代表)